

平成24年(う)オ1860号

控訴理由書

2018年11月26日

東京高等裁判所
第11刑事部 御中

被告人 大高正



本件は捏造事件。

私は被害者とされる杉田憲治を殴っていい。又、公務執行妨害もしていない。何故なら、私は公務執行妨害をしたとされる時間には、杉田憲治他多数の裁判所職員に依って私が暴行を振るわされていた。このことについては一審に於ける審理と私の最終意見陳述を旨を主張、立証する。

誤った判決書は無効。

一審判決書には誤記述がある。間違った記述がある決定は無効である。その裏に明確な悪意があるからである。即ち、公判中に明らかにされた真実を無視して検察の主張だけを採用した判決である。又、手続も誤っている。判決書の始めの部分に、山本佐吉子検事、大川恭子検事の名と、弁護人6名(全員の氏名は明記されている)、被告人が先述の上、審理、判決と言つ渡したと記述されている。しかし、この女性検事は先



辻に居らず、3名の検事ら3名の男性が先辻にいた。

検事変更不告知の誤り、

この3名は裁判所からも検察からも弁護人に担当者が替った事を通知されていない。従って各自の氏名と彼等が何者であるか不明であった。開廷後も、私が収監される時に立ち合ひの角であらうが、主任検事らしい者が私の傍らに来たので、変更通知が無かつて事を言ふと、無かつた事を認め、「この後、変更を通知する」と言った。
社説は手続きである。

最終意見陳述以前に判決書が作成されていた

それは兎も角、山本検事は判決日の4ヶ月以上前に担当検事を外れて、天川検事が替へたのである。その事は弁護人に連絡があり、その毎、弁護人はそれ以後は事務連絡を天川検事とと思っていた。されば、山本検事が審理に先辻いたとて判決に記載された理由は何か。判決日の直前の公判日は約3ヶ月前の6月13日である。この日は、弁護人の弁論と被告人の最終意見陳述が口頭で行われた。この日の検察官は天川検事1名で、既に山本検事は先辻にいた。それゆえ拘わらず山本検事名が記載されたと言う事は、判決書が6月13日以前に大旨作成されたものと推認される。即ち、弁護人の弁論と被告人の最終意見陳述を無視して作成されたのである。更に、この推認を強くする事を記述する。6月13日の直前の公判日は約1ヶ月前の5月に開廷された。この日は論告求刑が口頭で行われた。本来ならば天川検事が



論告求刑をやるべき法廷へ、既に転任し、担当を外れた山本検事が天川検事と共に法廷へ、論告求刑書を読み上げたのである。この論告求刑書は山本検事が作成したものであろう。理解不可能な文章が多數記述されている。その様な論告求刑書を天川検事が読み上げた事は嫌々に既に山本検事がゆざわざ法廷に読み上げたものと推測している。

論告求刑書と最終意見陳述要旨等、一審の裁判記録は [HTTP://WWW.OOBAKASYOANJI.COM/](http://www.oobakasyouji.com/) に掲載されてるので確認したい。

でたらめ裁判

この様に判決日の4ヶ月以上前に担当を外れた山本検事が法廷にて、論告求刑を読み上げている。この事につって裁判所から、検察からの未達に通知が無かった。裁判所は「知らないから通知した」とする事は出来ない。人の運命を左右する大切な裁判に於いて、この様な杜撰な行為は許されない。6月13日の公判終了後、裁判長は判決日を7月18日と言う短期間で設定する事を望んだ。しかし、弁護人全員が「差支える」と主張した為に7月19日^{ひよ}に^{ひよ}決った。この事から6月13日には既に判決書が大旨作成されていた事を窺わせている。

でたらめ判決

被告人、弁護人の主張を無視して判決が作成されたのである。双方の主張を尊重、真実を見極めて作

成された判決ではない。仮に、裁判官が弁護人の弁論と被告人の最終意見陳述要旨を読んだ上で判決書を作成したとするならば、決して審判決書の様な判決にはならない。必ず、被告人は無罪となる。

裁判所は犯罪組織

これら裁判を乱発する現状を継続させる事は日本社会を混乱させ、崩壊させる事になる。司法と言う行政組織の人達が不正に利益を得る為に、日本社会を崩壊させる事は絶対に防がなければならぬ。この裁判の結果がどうなっても私の活動は止まらない。

裁判官は覚醒しろ

裁判官諸君の覚醒を望む。私の元の所為が、覚醒の支配が感じられる昨日今である。その支配を確かにする所へ向かう。

裁判官の説教化

乙務執行妨害については一審に於て被告人が提出した最終意見陳述要旨に分かり易く記述したが裁判官は理解出来なかった。それ故に更に分かり易く記述する。

一番は、チリオセなくてはならぬ事は「府舎管理規程」定の如きの構外足立命令を有形力行使を以て、裁判所の委員が強制的に執行出来たのが」と言ふ事である。一審判決書には合法であると思込まれる様に記述されている。しかし、警察官以外の者が他の者に有形力を行使する事は法律上できぬ。暴力的行為者、逃亡しようと

する者に対するは例外的に最小限の有形力の行使は最高裁判例で認められていて。この判例は一審論告求刑書にも記述されている。警察官であっても緊急時以外の有形力の行使は今状態と認められるとしている。これは憲法33条に定められている。廃金管理規程の「有形力を以て強制執行しても良い」とは定められていない。廃金管理規程の違反者に対する罰則は無い。罰則が無いと言ふ事は「強制的に従わせることは出来ない。」と言う事である。この問題について、「廃金の行為は不務ではない」とする二名の法律学者からの意見書を証拠提出しているが全く無視された。

裁判所は暴力団

私が8月10日に構外退去の強制執行を受けた時には、検察が証拠提出にて監視カメラの映像を見て分かる通り、私が暴れたり逃亡しようとした訳では無い。何故なら私は裁判所職員10数人に依って、有形力を以て構外退去させられた。これは裁判所職員による暴行であり、犯罪である。この映像はモニター用大画面がある426号法廷で審理の時に使われた。何故なら大画面は使われず、傍聴人は見る事が出来なかった。私は有罪にする事には傍聴人に見せられた映像であるから推測している。「裁判は公開」の原則が無視された。

裁判官の説教化

一審判決には「命令する事が出来る」イコール(equal)「強制執行出来る」と思込ませようとする記述がある。ここに

裁判官が誤魔化さうとする意図が窺える。裁判所の利用者と庁舎管理権者とは命令系統が全く異なる。管理権者の命令系統への利用者は入っていない。命令系統が異なる者からの命令は無視する事が出来る。従う必要が無い。命令系統に入っている者は従わなければ、上司に解雇、降格、減給、左遷せられるから従わぬ、訴にはゆかない。利用者はされ心配が無い。従って、利用者が強制的に従わせる事には法律で罰則を作らなければならぬ。法律は国会で作るもので、各庁舎が勝手に作る事は出来ない。

世の中の非常識が裁判所の常識

以上が世の中の常識である。法律を守り、難い試験に合格し、永年裁判官を勤めた3人の者が非常識の判断をし、判決王たる更に重大な間違、を判決書に記述した。世の中で言われている非常識は事が裁判所では常識として行われている。この様な裁判所をいろいろな型で批判している被告に対する“裁判所の常識”が充分に發揮された裁判であった。“裁判所の常識”とは分かり易く表現すれば、“無実の者を有罪につけよう”事である。

裁判所は犯罪組織

一審裁判は東京高裁が捏造した事件で無実の私を有罪にする裁判であった。本件は2010年8月10日に私が構外退去命令を強制的に執行された原因は、カメラ付携帯電話を持ち込み前持にていた事だ。私が2011年

年前に、東京地方裁判所429号法廷前の廊下で、40~50名の裁判所職員が鉄柵を置いて物々しく通行止めを行っていたので、その異常をカメラ機能付携帯電話で撮影した時に、私は携帯電話の裁判所へ持ち禁止を口頭で言渡された。一時的な禁止ならば口頭でも良いかも知れぬが、強制的・継続的な禁止は禁止期限を明記した今状況に行けばなければならない。本件は今状況を発行されない。裁判所はごたらめの常習者である。

“録音録画の禁止”はごたらめ裁判局へ

公共施設に於いて、録音・録画を禁止する法律は日本には無い。私はどこの警察署でも録音・録画をやっている。国民の多くは“裁判は公開が原則”である事を認識しているから、強くは“禁止”を望んでいない。「録音・録画をどうにも禁止したい」と考へるのは裁判所だけだ。それは、裁判所がごたらめ裁判をやり、嘘ばかりついているからだ。嘘とごたらめが世の中の人々にバレる様にする事だ。「利用者のプライバシーを守る」を口実に裁判所はごたらめ急いでいる。

事件捏造犯人は東京高等裁判所。

本件の告発者は東京高裁事務局長である。本件を担当する東京高裁刑事部は、同じ東京高裁に所属する部所である。無実の者を有罪にしようと/or極めて不当な行為に加担する事なく、公平・公正な裁判執行を望む。東京高裁が告発した事件と同じ身内の東京高裁が

裁判する事も非常識である。

裏切者は司法3棟園（裁判所、検察、警察）

悪事を働く者は発覚を恐れ細心の注意を払って実行する。本件については、裁判所の訴訟指揮及び判決、検察の起訴、警察の逮捕の全般に過ちが多數露出している。用心深く犯行した様子がない。今迄にも多くの被告人達から司法3棟園の過ちは指摘されて来た。(が)、裁判は経験1年未満で多くの国民に司法3棟園を信頼して、司法3棟園の不正を訴えた被告人達の“負け惜しみ”と受け止めて来た。その国民の信頼を裏切って司法3棟園はどちらかを繰り返し続いた。ついで不正が当たり前になった。不正を不正と感じにくくなつた事件が本件である。

裁判官を増員して、どちらかを繰り返す

大量発生する裁判には、裁判件数を圧迫する手段として、審理せずに判決すると言う不正を繰り返した。負けさせられるのは常に弱者だ。お金が無い、眼鏡が無い、組織を持たない弱者はばかりが負訴されている。法律を無視ばかりしているのは“法律の番人”と言われる裁判所だ。裁判官を増員して、どちらかを繰り返す判決を止めさせるべきだ。同時に、最高裁が養生しているひらめ裁判官を消滅させるべきだ。

裁判官諸君、覚醒けよ。

これは直筆、自署した謄本である。

2012年11月26日

東京拘置所内 大高正二

